

## 定 款

### 第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は株式会社ヨンドシーホールディングスと称し、英文では YONDOSHI HOLDINGS INC. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次項以下の事業を行うことを目的とする。

2 次の業務を営む国内外の会社の株式または持分を取得、所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること。

- (1) 繊維製品の企画、製造、販売、加工、輸出入およびアフターサービスの提供ならびに検品、検針、値付および札付(ラベル)作業に関する業務
  - (2) 日用品雑貨の開発、製造企画、卸売、販売(インターネットによる販売を含む)、加工および輸出入ならびに検品、検針、値付および札付(ラベル)作業に関する業務
  - (3) 貴金属の製造企画、販売企画、製造、販売、加工および輸出入ならびに検品、値付および札付(ラベル)作業に関する業務
  - (4) 宝石の製造企画、販売企画、製造、販売、加工および輸出入ならびに検品、値付および札付(ラベル)作業に関する業務
  - (5) 装身具の開発、製造企画、販売企画、製造、販売、加工および輸出入ならびに検品、検針、値付および札付(ラベル)作業に関する業務
  - (6) 服飾雑貨等の開発、製造企画、製造、販売およびアフターサービスの提供
  - (7) 家具および室内装飾品の製造企画、販売企画、製造、販売および輸出入
  - (8) 化粧品の製造企画、販売企画、製造、販売および輸出入
  - (9) 皮革製品の製造企画、販売企画、製造、販売および輸出入
  - (10) 食料品、繊維原料、美術工芸品、電気製品、楽器、書籍、事務用品、医薬品、医薬部外品、合成ゴム、燃料の販売および輸出入
  - (11) 繊維製品、日用雑貨、貴金属、宝石、装身具等の保管、管理、および運送業務
  - (12) 玩具の企画、製造、輸入および卸売ならびに販売およびインターネットによる販売
  - (13) 印紙、切手、たばこおよび食料品販売ならびに飲食店の経営
  - (14) 美術品および古物の販売
  - (15) 酒類の輸入および販売
  - (16) 倉庫業および不動産の売買、仲介、賃貸および管理
  - (17) 損害保険の代理業および生命保険の募集に関する業務ならびに旅行業代理店業務
  - (18) 有価証券の保有、運用
  - (19) 商標権、意匠権等の知的財産権の取得、保有、運用、管理業務
  - (20) 一般企業の会計事務の代行
  - (21) 労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業
  - (22) 一般貨物自動車運送事業
  - (23) 自家用自動車管理業
  - (24) 貨物運送取扱事業
  - (25) ビル警備および清掃その他ビルメンテナンスに関する業務
  - (26) 企業経営に関するマネジメントサービス
  - (27) 前号各号に掲げる業務の経営指導および業務委託
  - (28) 前号各号に附帯する一切の業務
- 3 商標権、意匠権等の知的財産権の取得、保有、運用、管理業務
- 4 当社が株式または持分を取得、所有する会社に対して必要な助言、経営指導その他コンサルティング業務を行うこと
- 5 前各項に附帯するまたは関連する一切の事業

(所在地)

第 3 条 当社は本店を東京都品川区に置く。

(機関の設置)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1)取締役会
- (2)監査等委員会
- (3)会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は 12,000 万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は 100 株とする。

(単元未満株主の売渡請求)

第 9 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下「買増し」という。）を当社に請求することができる。ただし、当社が売り渡すべき数の自己株式を有していない場合はこの限りではない。

2 売渡請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規則による。

(単元未満株式についての権利)

第 10 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1)会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2)会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3)株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4)前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

(株主名簿管理人)

第 11 条 当社は株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。

(基準日)

- 第12条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
- 2 前項に定めるほか、必要がある場合は、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株式取扱規則)

- 第13条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

### 第 3 章 株主総会

(招 集)

- 第14条 定時株主総会は、毎年5月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

- 第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。
- 2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

- 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第18条 株主またはその法定代理人は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

## 第 4 章 取締役および取締役会

### (員 数)

第19条 当社の取締役は14名以内とする。

2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、4名以内とする。

### (選 任)

第20条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

### (任 期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

### (代表取締役および役付取締役)

第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって取締役（監査等委員を除く。）の中から選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役の中から取締役会長、取締役社長各1名ならびに、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

### (取締役会の招集)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

2 取締役の全員の同意があるときは招集通知を省くことができる。

### (取締役会の決議の省略)

第24条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは取締役会の決議があったものとみなす。

### (取締役会規則)

第25条 取締役会に関する事項については、法令および定款に定めあるもののほか、取締役会で定める取締役会規則による。

### (報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以上、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第27条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第28条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定する。

(監査等委員会の招集)

第29条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは招集通知を省くことができる。

(監査等委員会規則)

第30条 監査等委員会に関する事項については、法令および定款に定めるもののほか、監査等委員会で定める監査等委員会規則による。

## 第6章 会計監査人

(選任)

第31条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第32条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第33条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

## 第7章 計算

(事業年度)

第34条 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

第35条 当社の期末配当の基準日は、毎年2月末日とする。

2 当社は、取締役会の決議によって、毎年8月31日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第36条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過して、なおこれを受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

平成18年5月25日改訂  
(効力発生日平成18年9月1日)

平成20年5月22日改訂  
(効力発生日平成20年5月22日)

平成21年5月21日改訂  
(効力発生日平成21年5月21日)

平成22年1月6日改訂  
(効力発生日平成22年1月6日)

平成23年5月26日改訂  
(効力発生日平成23年6月1日)

平成25年5月23日改訂  
(効力発生日平成25年9月1日)

平成27年5月21日改訂  
(効力発生日平成27年5月21日)

2022年5月26日改訂  
(効力発生日2022年9月1日)